

# 議 案

第 6 回 玉 名 市 議 会

(臨 時 会)

令和 4 年 1 1 月 1 0 日提出

第6回玉名市議会（臨時会）提出議題

議番号	件 名	提案者
76	令和4年度玉名市一般会計補正予算（第6号）	市長
77	令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）	市長
78	令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）	市長
79	令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	市長
80	令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	市長
81	玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	市長
報告11	専決処分の報告について	専決第8号 市長

## 議第 8 1 号

玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 1 0 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市手数料条例の一部を改正する条例

玉名市手数料条例（平成 1 7 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の 1 項を加える。

（自動交付機による交付の場合における手数料の特例）

- 4 令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを利用して自動交付機（市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を介して証明書等の交付を行う場合における手数料については、別表戸籍の部戸籍の謄抄本の交付の項中「4 5 0 円」とあり、並びに同表住民基本台帳の部住民票、戸籍附票の謄抄本の交付の項、同表印鑑の部印鑑に関する証明書の交付の項及び同表税の部所得に関する証明 ただし、1 年度につき 1 件とする。の項中「3 0 0 円」とあるのは、「1 0 円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 自動交付機による交付の場合における手数料の特例に関し必要な事項を定めるため、条例の整備を図るものである。



